2021『出る順宅建士』シリーズ訂正表

令和3年2月15日

『出る順宅建士シリーズ』ご利用の皆様

株式会社東京リーガルマインド 宅建試験部

この度は、弊社のテキストを愛読いただき、ありがとうございます。 以下の教材について一部訂正がありました。 ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

◆出る順宅建士 合格テキスト ①権利関係

ページ	訂正	下線部が訂正箇所となります	
・箇所	• 削除	修正前	修正後
322 ページ 「出る!」 問題 肢 2	訂正	解答: <u>×</u>	解答: <u>O</u>
326ページ ケーススタ ディ 17-1 の答え	訂正	前段:存続期間は60年となります (借地借家法29条2項) 後段:出て行く必要はありません (借地借家法26条1項、2項)。	出て行く必要はありません (借地借家法 26 条 1 項、2 項)。

◆出る順宅建士 合格テキスト ②宅建業法

→ 田 5 / (1)			•
ページ ・箇所	訂正•	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
43 ページ 下から 2 行目	訂正	⑨の法人を実質上動かしていた役員も、~	⑩の法人を実質上動かしていた役員も、∼
243 ページ 「出る!」 問題	訂正	解答: <u>×</u>	解答: <u>O</u>



- 1 -

◆出る順宅建士 ウォーク問過去問題集 ①権利関係

		77 7 间题为间题来 ②惟行风怀	
ページ	訂正	下線部が訂正箇所となります	
・箇所	削除	修正前	修正後
269 ページ 本文 6 行目	訂正	例えば、 <u>間 125</u> を見てくだ さい。一見難しそう~	例えば、 <u>間 127</u> を見てくださ い。一見難しそう~
341 ページ	訂正	C保証 に関する次の記述のう	保証に関する次の記述のうち
1 行目 349 ページ 1 行目	訂正	ち〜 物の所有を目的として存続期 間 30 年の約定で〜	A所有の甲土地につき、令和2年7月1日にBとの間で居住の用に供する建物の所有を目的として存続期間 30 年の約定で~

◆出る順宅建士 ウォーク問過去問題集 ②宅建業法

ページ	訂正	下線部が訂正箇所となります	
・箇所	削除	修正前	修正後
255 ページ 肢 1 3 行目	訂正	契約不適合担保責任を 負う期 間についての特約~	契約不適合担保責任を <u>負うた</u> めの通知期間 についての特約 ~
256 ページ 肢 1 4 行目	訂正	契約不適合担保責任を <u>負う期</u> <u>間</u> について~	契約不適合担保責任を 負うた めの通知期間 について~
299 ページ 肢 2 1~2 行目	訂正	契約不適合担保責任の <u>期間</u> を マンション引渡し日から~	契約不適合担保責任の <u>通知期</u> <u>間</u> をマンション引渡し日から ~
300 ページ 肢 2 3~4 行目	訂正	契約不適合担保責任の <u>期間</u> を 引渡しの日から1年~	契約不適合担保責任の <u>通知期</u> <u>間</u> を引渡しの日から1年~

◆出る順宅建士 ウォーク問過去問題集 ②宅建業法

令和2年度本試験 問42につきまして,試験実施団体である(一財)不動産適 正取引推進機構より,1又は4のいずれも正解とする旨の発表がありました。

これを受け、ウォーク間② 問 177 の正解・解説 (P. 372) の一部を下記のよう に修正します。

【問 177】 正解肢 1又は4

1 誤 責任を負う期間を「知った時から2年」とする特約は無効である。

宅建業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物の契約不適合担保責任に関し、民法に規定するものより買主に不利となる特約は無効となる(業法 40 条 2 項)。民法上、買主は引き渡された目的物の種類又は品質に関する契約不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知すれば、知った時から5年を経過し、時効により消滅するまでは契約不適合責任を追及できる(民法 566 条, 166 条 1 項 1 号)。本肢の特約は、契約不適合責任の追及期間を「知った時から2年」としており、民法に規定するものよりも買主に不利な特約であるため、無効となる。よって、本肢は誤りであり、本間の正解肢となる。